

---

# 南島原市公共施設等総合管理計画

---

【改訂概要版】

令和4年3月

南島原市



## 目次

§ 1. 公共施設等総合管理計画作成の背景.....	1
1. 背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間.....	1
§ 2. 南島原市の概況.....	2
1. 南島原市の人口.....	2
2. 南島原市の財政状況.....	3
§ 3. 公共施設等の現状と将来の見通し.....	5
1. 公共施設の現況.....	5
2. 公共施設(建築物)の将来更新費用の推計.....	7
3. 長寿命化対策による試算.....	7
4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計.....	8
§ 4. 公共施設等の管理に関する基本的な方針.....	9
1. 公共施設等の課題.....	9
2. 基本方針のまとめ.....	9
3. 更新費用の削減目標の設定.....	9
4. 公共施設等の維持管理方針.....	10
§ 5. 施設の類型別の課題と方針.....	11
1. 公共施設(建築物).....	11
2. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針.....	14
§ 6. 計画の進め方.....	15
1. 推進体制.....	15
2. 計画の進め方.....	15



# § 1. 公共施設等総合管理計画作成の背景

## 1. 背景

南島原市（以下「本市」という）は、平成18年に8町による合併をしており、建物施設やインフラ施設を多く保有することとなりました。公共施設等のうち、建物施設については、5割以上の建物施設が建築後30年以上を経過しています。このことから、近い将来、大規模改修や建替え等更新時期を一齐に迎えることとなります。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって戦略的な資産経営の観点を持った公共施設等のマネジメントを推進し、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代への負担を残さない持続可能なまちづくりを目指すためにも公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市においては、これらの課題への対策が重要と考え、平成29年3月に「南島原市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

令和3年度で計画期間の第1期の中間年を迎えることと、令和2年3月に「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を策定したことに加え、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成30年2月、総務省通知）による国の要請により、計画の継続的な見直し・充実等が求められていることから、「南島原市公共施設等総合管理計画改訂版」（以下「本計画」という）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「南島原市総合計画」の下位計画であり、「南島原市行政改革大綱」と連動して、各政策分野の中で公共施設の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。また、個別の施設を対象として策定されている「南島原市公営住宅長寿命化計画」「南島原市橋梁長寿命化修繕計画」等の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。

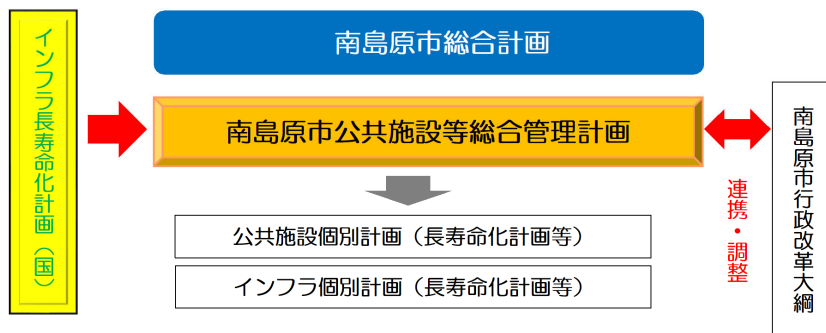


図 計画の位置づけ

## 3. 計画期間

公共施設等の管理方針を策定するにあたっては、「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という）において、将来人口推計が示されている期間である「40年間」を計画期間とします。また、当初の2017（H29）年度から2026（R8）年度までの10年間を第1期として、さらに当初3年の中で各所管において個別計画等の策定を行ったことより中間見直しを実施するものとし、以後10年間ごとに第2期～第4期として内容について見直しを行います。

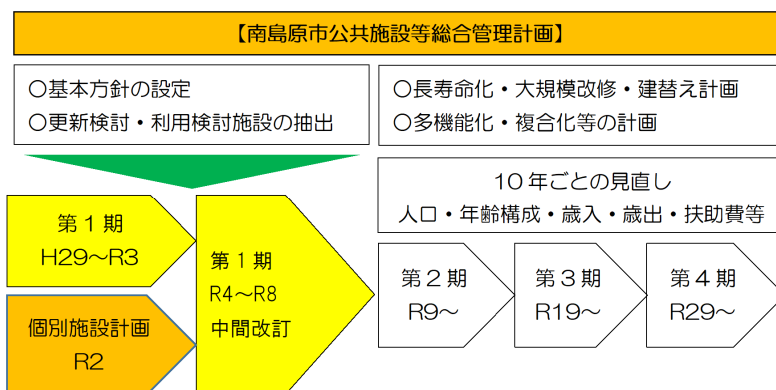


図 計画期間設定

## § 2. 南島原市の概況

### 1. 南島原市の人口

#### (1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査における人口は 42,330 人となっており、平成 2 年からの 30 年間で約 20,500 人減少しています。

世帯数は平成 12 年に増加しましたが、その後減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査では 16,060 世帯となっています。

令和 2 年における本市の年齢区分別人口は、15 歳未満が 4,735 人（11.2%）、15～64 歳が 20,469 人（48.4%）、65 歳以上が 17,109 人（40.4%）です。

年齢区分別の割合でみると、65 歳以上人口の割合が年々増加し、平成 7 年には 15 歳未満人口比を上回り、少子高齢社会に突入し、平成 27 年では 3 人に 1 人が高齢者となりました。

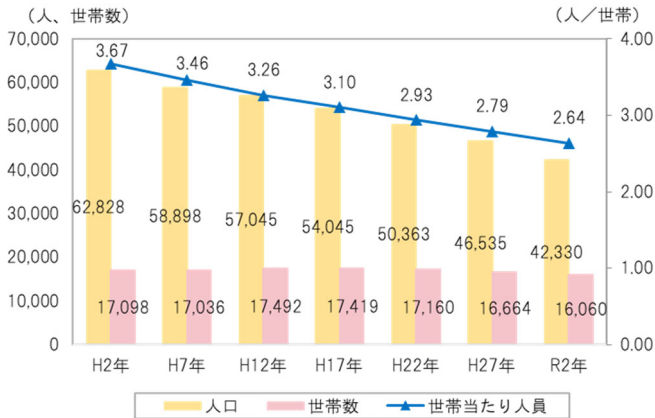


図 人口・世帯数の推移

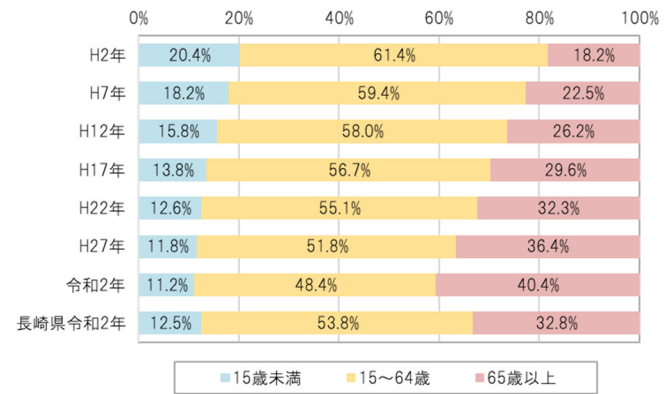


図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

※年齢不詳は含まないため、上記合計と総人口は合致しない

※合併前は、合併町を加算

#### (2) 将来人口

上位計画、関連計画では、以下のように将来人口を予測し、目標値などを設定しています。

また、年齢区分別の割合をみると、65 歳以上の割合の増加が続き、令和 22 年における 65 歳以上の人口割合は令和 2 年の 1.15 倍に増え、その時点の 15 歳未満人口割合の約 5 倍になると予測されています。

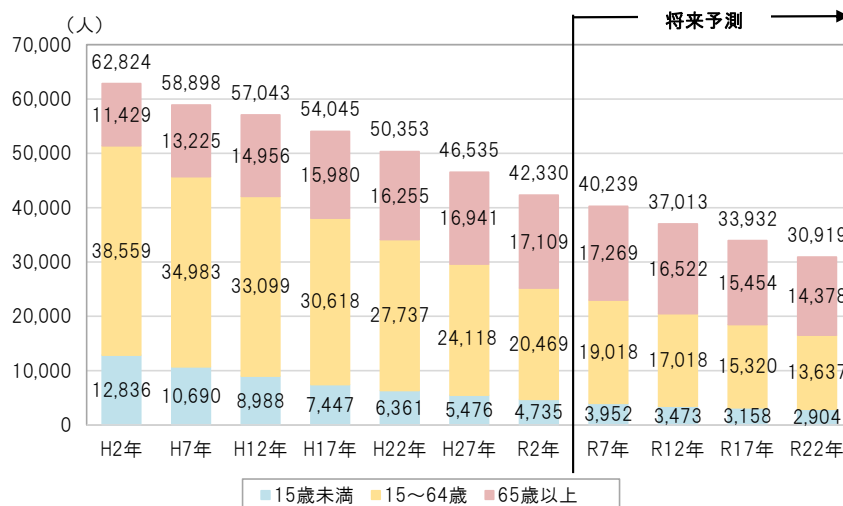


図 年齢区分別将来人口の推移

出典：令和 2 年以前データ国勢調査

※合併前は、合併町を加算

※年齢不詳は含まない

令和 7 年以降データは国立社会保障・人口問題研究所

## 2. 南島原市の財政状況

### (1) 歳入・歳出

令和2年度決算の歳入額は413億7,029万円であり、前年度と比較すると56億7,342万円増加しています。国庫・県支出金の増額が歳入増加の大きな要因で、自主財源比率が減少している中、国庫・県支出金や地方譲与税等に依存する本市の体質を垣間見る形になっています。

自主財源では「市税」が8.9%、依存財源では「地方交付税」が30.6%と最も割合が大きくなっています。

令和2年度決算の歳出額は、388億5,638万円で、前年度と比較すると50億7,951万円増加しています。

全体的には「補助費等」が大きく占めて、23.8%となっています。義務的経費では「扶助費」が15.4%、その他経費では「繰出金」が6.4%と割合が大きくなっています。

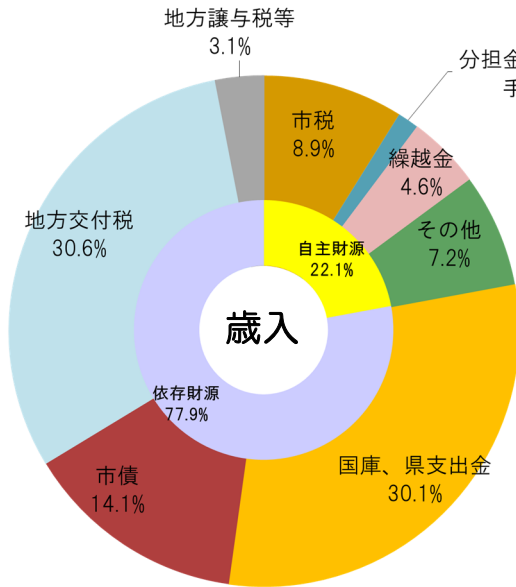


図 令和2年度歳入（一般会計）の内訳

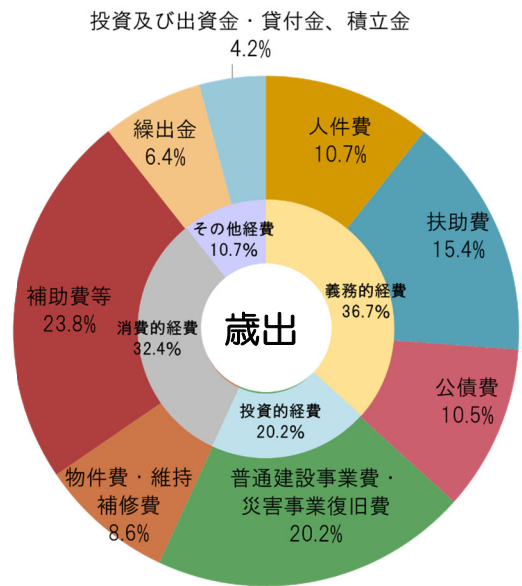


図 令和2年度歳出（一般会計）の内訳

出典：主要施策の成果

### (2) 投資的経費の推移

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費があります。

普通建設事業費の推移をみると、計画策定時に、平成18年からの10年間の費用について評価していました。経費は平成21年度が最も高く、63億円程度となっていました。主な要因は、市内8中学校13棟の校舎耐震補強工事や耐震診断等の小中学校耐震補強工事です。なお、対象期間の経費の平均は約41.0億円となっていました。

計画策定後の普通建設事業費の年平均額は約56.3億円となり、計画策定時に想定していた額より、約15.3億円増額となっています。今後はできるだけ費用を抑えることが必要となります。

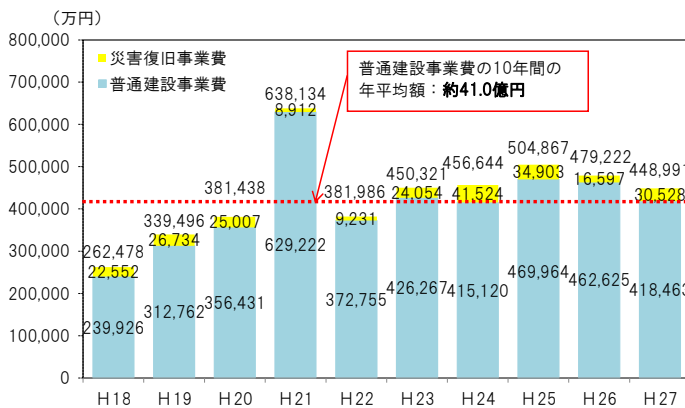


図 計画策定時の投資的経費の推移

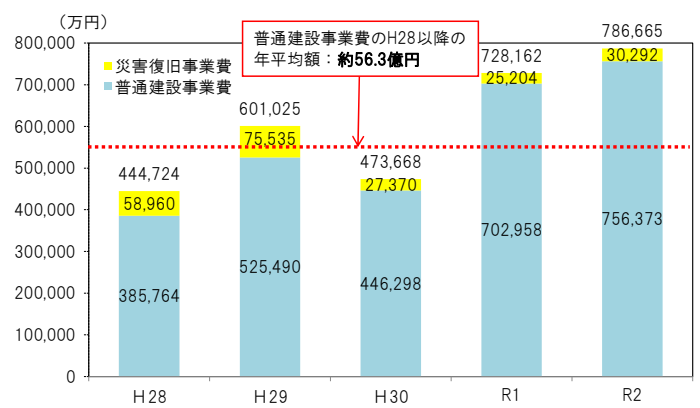


図 計画策定後の投資的経費の推移

(3) 有形固定資産減価償却の推移

施設の劣化状況を減価償却の視点で行なった場合、償却が進んでいるほど老朽化していると判断できます。令和1年度の本市の有形固定資産減価償却率は、59.3%となっています。過去4年間は、年1%代の変化で推移しています。平成28年時は、3.7ポイントほど類似団体より償却率が低かったのですが、本市の償却ペースが上がり、令和元年には類似団体との償却率の差は1.9ポイントほどになっています。

施設の性質別では公営住宅の償却が80.8%と最も高く、資産としての償却が進んでいると同時に老朽化が進んでいると考えられます。

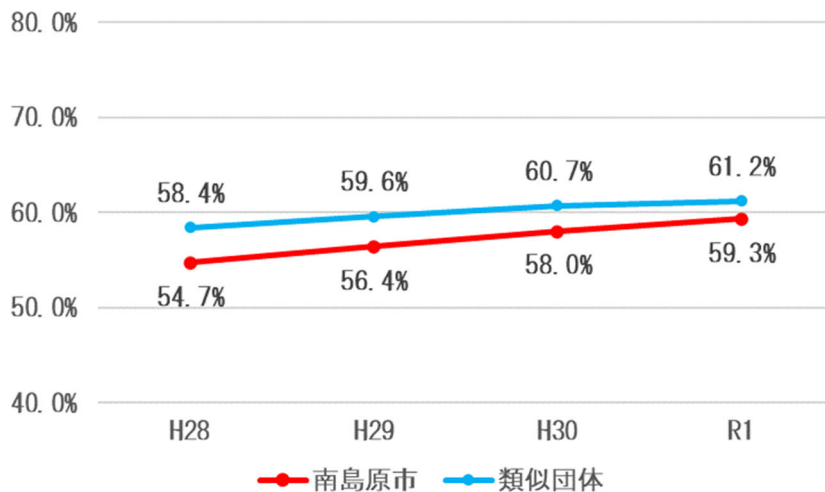


図 有形固定資産減価償却の推移

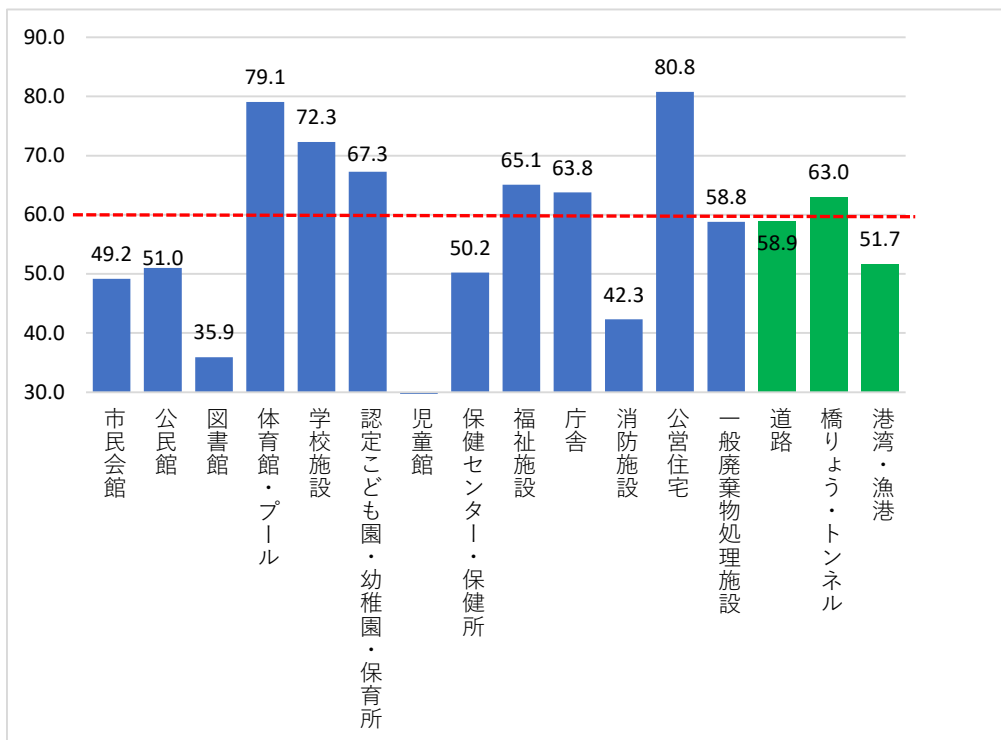


図 令和1年施設性質別 有形固定資産減価償却



### §3. 公共施設等の現状と将来の見通し

#### 1. 公共施設の現況

本計画において、本市が保有する公共施設は、全 348 施設、963 棟、総延床面積 322,251m<sup>2</sup>と集計しています。計画策定時からの保有量の推移は下表のとおりです。施設数で 19 施設、延床面積で 7,527 m<sup>2</sup>の削減となっています。

また、下表の図で示すように、延床面積において「学校教育系施設」が圧倒的に多いことがわかります。また、棟数でみると「公営住宅」が多い状況となっています。

表 保有量の推移 (H28→R3)

大分類	平成 28 年時		令和 3 年		延床面積
	施設	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設	延床面積 (m <sup>2</sup> )	増減
市民文化系施設	22	11,806	27	26,010	14,204
社会教育系施設	17	22,966	9	8,621	▲ 14,345
スポーツ・レクリエーション系施設	44	29,664	49	34,546	4,882
産業系施設	28	12,321	27	15,169	2,848
学校教育系施設	36	116,673	25	107,422	▲ 9,251
子育て支援施設	2	652	3	697	45
保健・福祉施設	14	14,581	14	14,408	▲ 173
行政系施設	65	27,219	68	29,903	2684
公営住宅	49	57,357	46	56,515	▲ 842
公園	51	2,589	47	1,504	▲ 1,085
供給処理施設	11	12,598	11	11,954	▲ 644
その他	28	21,352	22	15,502	▲ 5,850
合計	367	329,778	348	322,251	▲ 7,527

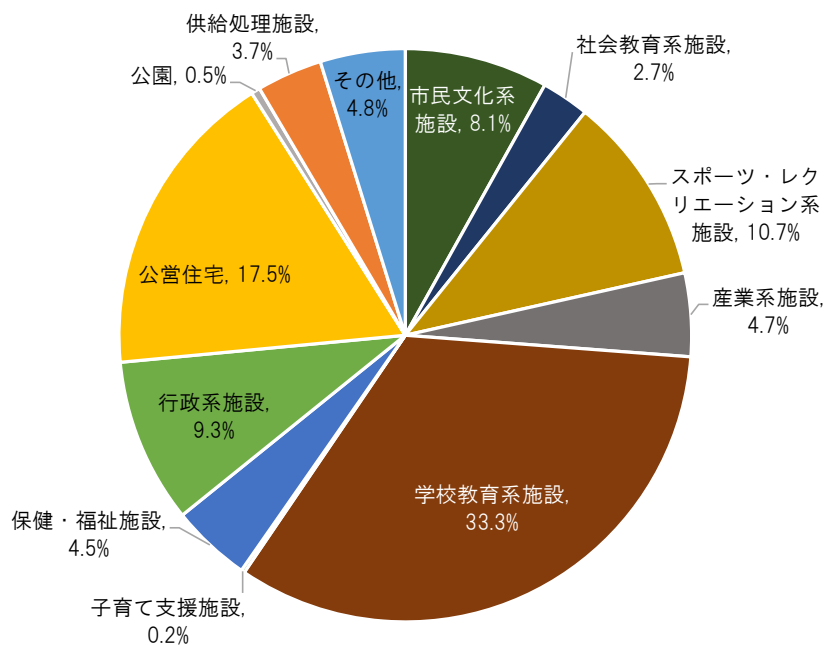


図 分類別公共施設 割合グラフ

次図は、本市が保有する公共施設の建設年別に延床面積を積み上げたものです。本市では 1960 年頃から学校教育系施設等を中心に施設の整備が緩やかに始められ、1980 年以降もほぼ毎年整備されています。市の規模から考察すると施設の延床面積は少し多い傾向が見られます。また耐震性に劣る 1981 年以前に建設された（いわゆる旧耐震設計）施設が 38.8%と 4 割程度あります。計画策定時には、旧耐震設計の施設は 43.1%ほどでしたが、その当時より 4.3 ポイント改善しています。学校教育系施設が占める割合は高くなっていますが、小学校・中学校の必要な施設についての耐震性の改善は対応済みです。

また、一般的に建築後 30 年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎えます。計画策定時から 5 年程度経過したことにより築 30 年以上の施設が当時の 53.0%から、56.2%と 3.2 ポイント増加しています。築 30 年以上の施設にも既に規模改修を実施した施設、公営住宅に関しては長寿命化計画に沿って補修工事等を実施している施設もあります。その他の施設においても個別施設計画による整備の実行が必要となります。しかし整備費用も多大となるため、財政や管理する所管課との調整による改修時期などの適切な施設マネジメントが必要となります。

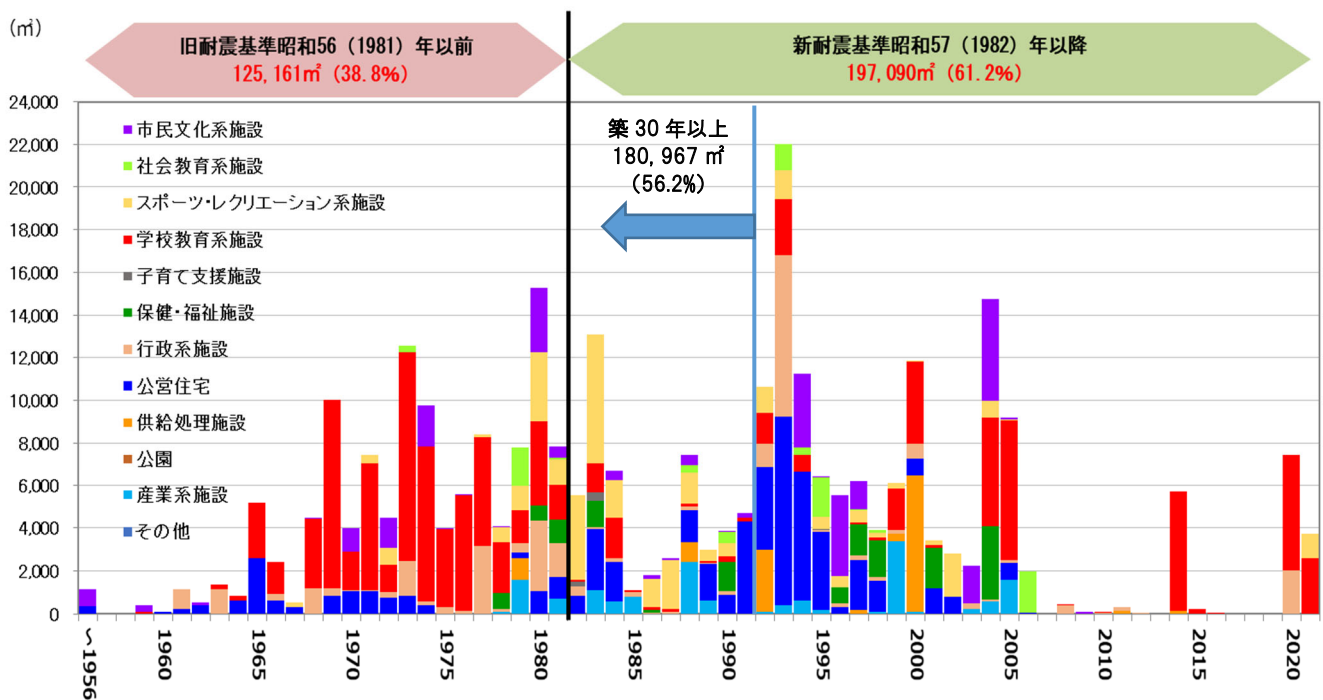


図 公共施設年度別整備延床面積

## 2. 公共施設(建築物)の将来更新費用の推計

計画策定時の推計の結果、40年間の将来更新費用の総額は1,425.2億円となり、年更新費用の平均は35.6億円(更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない)としていました。

この試算によると2022年からの35年間では、総額1,281.8億円、年平均で36.6億円かかる推計となります。

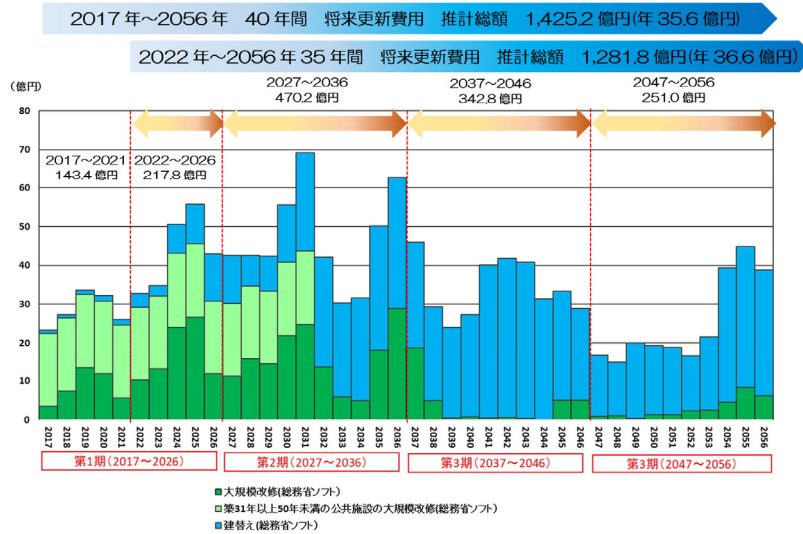


図 公共施設の将来更新費用(計画策定時推計)

## 3. 長寿命化対策による試算

本市では、更新費用の縮減に向けて、大分類別に施設の運用、コストに係る個別施設計画を策定しています。各計画には、長寿命化とともに、用途廃止等の施設の除却について検討しています。

改訂にあたり、計画策定時から40年間の費用と、今後35年間の更新費用を、個別施設の方針を取り込んで、あらためて将来更新費用の推計を実施しました。

試算条件で行った結果、40年間の将来更新費用の総額は1,147.1億円となり、年更新費用の平均は28.7億円(更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない)となりました。

この試算によると2022年からの35年間では、総額1,033.2億円、年平均で29.5億円かかる推計となります。

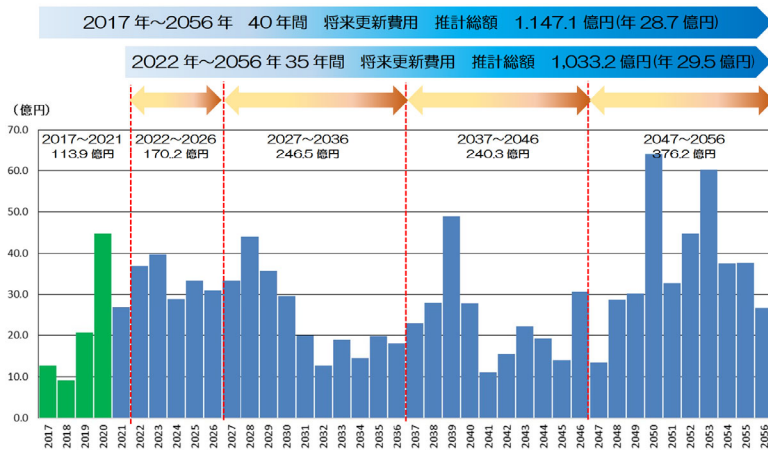


図 公共施設の将来更新費用(長寿命化対策による推計)

※2017~2020は実績値

### (1) 長寿命化の効果

長寿命化の見込みない施設の早期除却や利用見込みのない施設及び、用途外利用の施設の除却を実施した上で、全ての施設で長寿命化を実施できれば、全ての施設を残して、かつ更新していく場合に比べて、今後35年間で約248.6億円の削減が可能となります。

## 4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計

### (1) インフラ施設の現状

計画策定時からのインフラ系資産保有量の推移は、下表のとおりです。

令和3年時の道路（市道）は、総延長 1,082,103m（面積：4,668,302 m<sup>2</sup>）、そのうち 50.5% が未改良の道路となっています。

令和3年時の橋梁は、管理対象橋梁が 483 橋、実延長が 3,947m（面積 18,576 m<sup>2</sup>）となっています。

令和3年時の上水道は、総延長 866,516m が敷設され、上水道普及率は 98.69% となっています。

令和3年時の下水道は、総延長 82,089m となっています。

表 インフラ系資産保有量の推移

種別		H28 年時 数量	R3 年時 数量	増減
道路	延長(m)	1,087,905	1,082,103	▲ 5,802
	総面積(m <sup>2</sup> )	4,577,623	4,668,302	90,679
	改良率	46.6%	49.5%	2.9%
橋梁	設置数(橋)	487	483	▲ 4
	実延長(m)	3,942	3,947	5
	総面積(m <sup>2</sup> )	18,403	18,576	173
上水道	実延長(m)	725,051	866,516	141,465
下水道	実延長(m)	74,637	82,089	7,452

### (2) 土木インフラ（一般会計）将来更新費用の推計

#### 【道路】

道路の全面積に対し、今後 35 年間の推計整備総額は 512 億円となります。この結果、年当たりの平均整備額は 14.6 億円となります。

#### 【橋梁】

橋梁の全面積に対し、今後 35 年間の推計整備総額は 46 億円となります。この結果、年当たりの平均整備額は 1.3 億円となります。

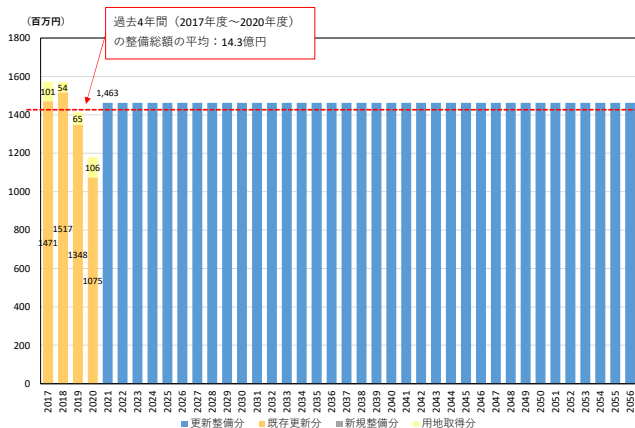


図 道路面積による将来の更新費用の推計

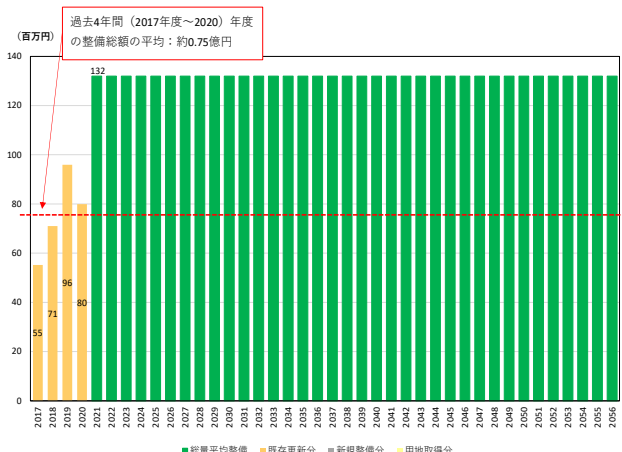


図 橋梁面積による将来の更新費用の推計

## § 4. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

### 1. 公共施設等の課題

#### 課題1：将来人口の減少に対する課題

本市の近年人口は減少傾向を示しており、今後も確実に将来人口が減少することが見込まれるため、その将来的な人口規模に応じた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

#### 課題2：少子・高齢化の進展に対する課題

令和2年国勢調査時点の本市の年齢区分別人口の割合の推移において、65歳以上の人口の割合が確実に増加しており、40.4%と超高齢社会の定義で示される21%を大きく超えています。

また生産年齢人口は減少することが予測されており、将来的な人口構造の大きな変化に応じた公共サービスの内容を見直していく必要があります。

#### 課題3：財源の減少に対する課題

人口減少と人口構成の大きな変化に伴って、市税の徴収額が影響を受けると同時に投資的経費に充てる事ができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測されます。

限りある財源の中で、必要な公共サービスを維持していくためには、最低限必要となる施設総量の目標値を定め、施設の統合や用途廃止等の対応を図る必要があります。

#### 課題4：施設量縮減、除却に関する課題

旧町が所有していた施設については、効率的な配置や運用方法を検討する必要があります。除却がそのまま住民サービスの低下になる場合も考えられるため、施設量が縮減されても、住民サービスの水準を維持できるように、施設の統合化等の機能的な施設の整備を図る必要があります。

### 2. 基本方針のまとめ

本市が保有する主な公共施設 348 施設 963 棟、総延床面積 322,251 m<sup>2</sup>のうち、更新費用として、今後 35 年間で約 1,281 億円（年平均約 36 億円）が必要と算定されています。またインフラ施設において、道路、橋梁の整備だけでも、今後 35 年間で約 558 億円（年平均約 16 億円）が必要と算定されています。両方を併せると、今後 35 年間で約 1,839 億円（年平均約 53 億円）必要と算定されています。計画策定時において設定した目標の費用は約 41 億円／年であり、計画策定後に約 56 億円／年となっていることから、今後も増額することが考えられます。市はこれらの現状を踏まえ、引き続き公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げます。

#### 【南島原市公共施設マネジメントの基本方針】

##### 方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

##### 方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ① 予防保全型の維持補修への転換

##### 方針3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

- ① 維持管理コストの最適化

### 3. 更新費用の削減目標の設定

令和元年度から令和7年度までの「南島原市財政計画」の中で、令和7年度の普通建設事業費は30億円／年と計画していることから、その計画予算額を維持できたとしても主たる公共施設で年間約23億円の不足が生じると推定されています。

インフラ施設(道路・橋梁以外の施設も含めた)更新費用を約16億円／年必要と想定すると、公共施設(建物)への更新費用は約14億円／年となり、推定更新費用約36億円／年から約22億円を削減する必要があります。個別施設計画での方針に準じ改修や除却等を進め、さらに長寿命化を併せて実施することで今後35年間の更新費用が約22億円まで削減することが見込めることから、計画策定時に定めた更新費用を35%圧縮することを今後も継続して進めます。

## 4. 公共施設等の維持管理方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となります。  
各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図ります。

### (2) 維持管理・更新等の実施方針

これまでの「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、「予防保全型管理」と「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。  
その施設に必要性があると判断される場合は、更新等機会を捉えながら、バリアフリー対応等の質的な向上や、現在求められる機能への変更及び用途変更等を図ります。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとします。

### (3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。更に災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行い速やかに対応します。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体や除却する等の対策を講じ、安全性の確保を図ります。また次表の「施設の安全確保に係る項目」及び「施設の耐用性に関する評価項目」も参考に、日常点検や定期点検、施設の劣化状況の把握に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図ります。

### (5) 長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化と維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指し、公共施設の保全にあたっては、従来行ってきた事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に順次移行します。

### (6) 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等の取組みを進め、保有総量の縮減を図ります。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行います。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。

また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進します。

### (7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

### (8) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

詳細検討後、財産分類を行い、公共施設の対応における分類を行います。

## §5. 施設の類型別の課題と方針

### 1. 公共施設(建築物)

本市が保有する施設の類型別にそれぞれの課題を整理して、大規模改修等の更新や維持管理の方針を整理します。ただし、公民館や公営住宅等の居室を有する施設以外の100㎡未満の単独施設は、小規模施設として別途整理するものとします。

#### (1) 市民文化系施設

##### 【基本的な方針】

- 施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定します。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図ります。
- 公民館は地域の重要な拠点となる施設ですが地域によって利用度は様々です。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図ります。
- また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定します。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (2) 社会教育系施設

##### 【基本的な方針】

- 利用が低迷する施設や設置目的が類似している施設については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討します。
- 施設の更新を検討する際には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、近接する県有施設や民間施設の設置状況を勘案し、まちづくりの方向性と整合を図る中で、類似機能の集積や関連施設の配置状況等を考慮した施設整備を進めます。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

##### 【基本的な方針】

- 施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行います。
- 施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行います。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進めます。
- 利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行います。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図ります。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (4) 産業系施設

##### 【基本的な方針】

- 公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。
- 将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行います。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図ります。

## (5) 学校教育系施設

### 【基本的な方針】

- 学校教育系施設については、将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を引き続き検討していきます。
- 学校教育施設については、定期的な点検と計画的保全により長期活用をすることを目的とする「南島原市学校施設長寿命化計画」を策定しており、この計画に沿って、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ります。
- それに併せて改築、改修の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにします。
- 給食調理場については、児童生徒の食の安心・安全を確保するために、学校給食衛生管理基準を遵守した新学校給食センターを建設しました。
- 適切な点検を実施し、躯体寿命に影響のある屋根屋上、外壁の大規模改修等を主とする予防保全を中心に、安全を確保した上での施設の長期利用を目指します。また、必要に応じて構造体の長寿命化改修や改善を検討し、可能な限り長期間での施設の活用を目指します。

## (6) 子育て支援施設

### 【基本的な方針】

- 旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和2年3月31日で廃園、令和2年4月1日から旧北有馬保育所を認定子ども園（保育所型）へ移行し「北有馬こども園」として開園しました。利用者の減少傾向は続いているものの、保育園は地域との関連が深く、北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の公立の保育園でもあることから、利用者が減少傾向にあるからと、廃園等の判断をすることは難しい状況です。北有馬こども園は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとなりますが、今後地域の意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していきます。
- 適正配置と施設総量の縮減を図ります。

## (7) 保健・福祉施設

### 【基本的な方針】

- 高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討します。
- 施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図ります。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

## (8) 行政系施設

### 【基本的な方針】

- 今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行っていきます。
- 消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分な機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によっては建替えを進めます。

## (9) 公営住宅

### 【基本的な方針】

- 公営住宅は歳入源としての価値があるものと、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新等の際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要があります。
- また居住者がいるため、除却等の実施においては詳細に計画を立てる必要があり、個別計画を策定する必要があります。
- 本市では、住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施することにより、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする「南島原市公営住宅長寿命化計画」を策定しています。この計画を必要に応じて見直し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図ります。
- 耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進します。



## (10)公園

### 【基本的な方針】

- 基本的に全体の維持管理方針に基づいて管理を行います。
- 公園トイレ、休息所は維持補修で対応するものとし、建替え大規模改修は実施しません。

## (11)供給処理施設

### 【基本的な方針】

- 地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

## (12)その他

### 【基本的な方針】

- 用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討します。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討します。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が厳しい場合は、解体も視野にいれて検討します。
- 既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとします。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討します。

## (13)100㎡未満の小規模単独施設の方針

100㎡未満の小規模単独施設は、消防格納庫等を中心に101施設あります。これらについては、大規模改修の実施が現実的でなく、原則として日常の点検等による予防保全を行った上で、他施設の利用、更新及び除却するものとします。

## 2. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設の基本的な方針を以下に示します。

### (1) 道路

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図ります。</li><li>・舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行います。</li></ul> <p>【品質に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国土交通省が定めた点検要領に基づいた点検や日常のパトロールによる点検を実施します。</li><li>・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して随時補修を行います。</li></ul> <p>【財務に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指します。</li></ul>

### (2) 橋梁

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・健全度の把握を行い、損傷が顕在化する前の軽微なうちに行う修繕及び計画的な架替えを行う「予防保全型管理」を進めています。</li><li>・橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行います。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDC Aサイクルを確立していくものとします。</li></ul> <p>【品質に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日常的なパトロール点検や5年に1回の近接目視による定期点検を行います。定期点検による点検結果の健全性を4段階に診断し、構造物の機能状態を把握します。</li><li>・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して随時補修を行います。</li></ul> <p>【財務に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、補修工事・架替え等に係わる事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。</li></ul>

### (3) 上水道

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li><li>・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保します。老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行います。</li><li>・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。</li></ul>

### (4) 下水道

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に必須なインフラ施設として、確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li><li>・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。</li><li>・策定済みのアセットマネジメントやストックマネジメントの計画により、計画的な老朽管の更新計画が可能となります。</li><li>・更新計画の未策定の施設は、将来的なストックマネジメント計画策定により、計画的な施設・管渠の更新計画を可能とします。</li></ul>

## § 6. 計画の進め方

### 1. 推進体制

#### ◆ 庁内推進体制の整備

これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきました。

本計画の庁内推進体制としては、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るため、管財契約課、財政課、施設関係部署及び技術者等で組織する推進委員会を設置し推進します。

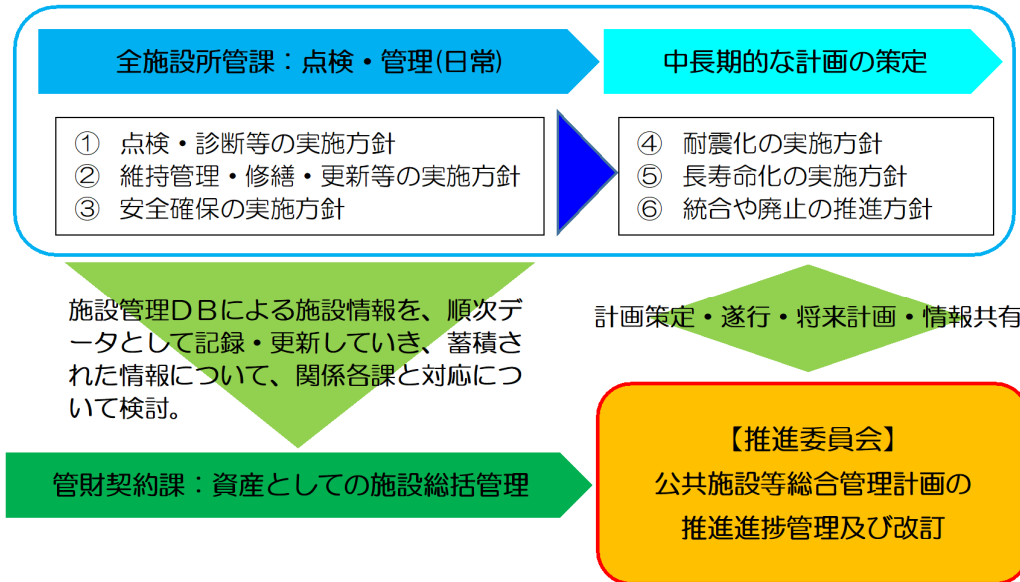


図 庁内推進体制

### 2. 計画の進め方

#### ◆ PDCA のマネジメントサイクルに基づいた計画の見直し

本計画の定期的な検証と見直しにあたっては、PDCA のマネジメントサイクルにもとづいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についても併せて検討を行います。

計画策定の実施後は、実施結果の検証（Check）が重要で、本計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。そのために PDCA のマネジメントサイクルを CAPD としての実行が必要となります。

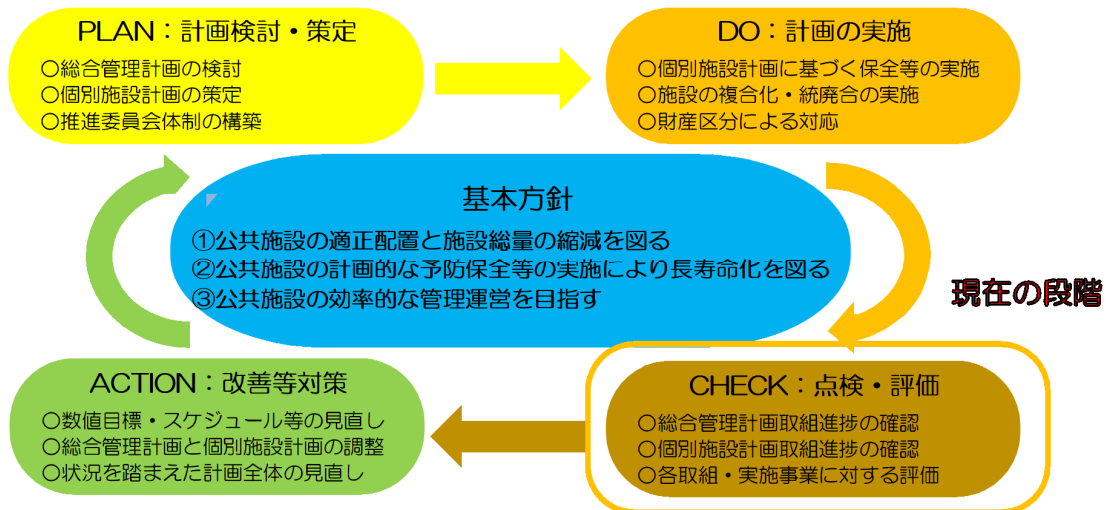


図 総合管理計画の推進に向けた体制及びPDCAサイクルイメージ